報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和3年3月15日、午前8時35分頃、君津市消防本部の駐車場で発生した車両損傷事故。 本市所有の普通乗用車が、駐車しようとしたところ、駐車中であった相手方使用の普通乗用車の左側前方に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人(市原市在住)
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、 137,416円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和3年5月10日

令和3年6月1日提出

君津市長 石 井 宏 子